

厚生労働省
群馬労働局発表
平成29年6月30日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 寿
課長補佐 大友 隆
産業安全専門官 塩野 泉
(電話) 027-896-4736

平成29年(1月～5月)の労働災害発生状況

－ 死傷者数 690 人・死亡者数 5 人 －

1 平成29年の労働災害の発生状況 (参考資料:「平成29年労働者死傷病報告受理件数表」)

群馬労働局管内における平成29年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1月から5月までの累計で690人、そのうち死亡者数は5人となっています。

昨年同期に比較すると、次のような特徴が見られます。

- ・死傷者数は180人減少(昨年同期の870人より20.7%減少)
- ・死亡者数は1人減少(昨年同期は6人)
- ・死傷者のうち経験年数3年未満労働者が47.4%
- ・事故型別には「転倒災害」が150人減少(昨年同期の311人より48.2%減少)
- ・業種別には製造業で死傷者数が80人減少(昨年同期の294人より27.2%減少)
- ・外国人労働者の死亡災害が発生(4月、技能実習生)

2 労働災害の防止に向けた取組

6月の主な取組

- ・転倒災害を一層減少させるため、「転倒災害防止強調期間」として個別指導、集団指導時等あらゆる機会をとらえ、リーフレットの配布等により安全意識の高揚に努めています。(参考資料:「STOP! 転倒災害プロジェクト」「転倒無し運動」)
- ・熱中症を予防するため、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。(参考資料:「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」)
- ・技能実習生の労働災害を防止するため、実習実施機関における安全点検を監理団体等へ要請しています。(参考資料:「技能実習生の労働災害を防止しましょう」)
- ・全国安全週間(7/1から7/7)の周知広報を実施し安全意識の高揚を図っています。(参考資料:「第90回全国安全週間」)
- ・群馬労働局長が建設工事現場を訪問し安全対策・安全教育の実施状況等を巡視します。

平成29年 労働者死傷病報告受理件数表

平成29年5月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		32	81	10	2 68	13	10		2 214	1 294	1 -80
	食料品製造業	9	31	1	14	5	5		65	84	-19
鉱業			1						1	2	-1
建設業		17	20	7	14	5	4	3	70	2 81	-2 -11
	木造家屋等建築工事	4	4	3					11	11	
運輸交通・貨物取扱業		19	1 52	6	20		2	2	1 101	1 124	-23
	道路貨物運送業	14	1 46	6	19		2	2	1 89	1 102	-13
林業		1 3	1	8		1	1	2	1 16	10	1 6
上記以外の事業		70	114	17	41	21	1 12	13	1 288	2 359	-1 -71
	卸売業・小売業	29	34	8	9	6	7	1	94	120	-26
	通信業	7	8	1	2	2		1	21	30	-9
	医療保健業・ 社会福祉施設	10	24	4	9	3	2	1	53	61	-8
	旅館・ホテル業	1	2			2		2	7	7	
計		1 141	1 269	48	2 143	40	1 29	20	5 690	6 870	-1 -180
前年同期		192	4 350	54	1 178	31	1 41	1 24	6 870		
増減		1 -51	-3 -81	-6	1 -35	9	1 -12	-1 -4	-1 -180		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	27	66	13	34	13	5	3	161	311	-150
食料品加工用機械災害	3	4		1				8	13	-5
建設機械災害	2	4		4			1	11	9	2
クレーン・玉掛災害	4	4		5				13	16	-3
外国人の災害	3	19	1	1 10				1 33	34	1 -1
公共工事の災害	3	2		2	3		1	11	1 22	-1 -11
交通労働災害	15	1 20	1	1 11	2	5	1	2 55	2 50	2 5
荷主先災害	7	30	4	3		2	1	47	52	-5

- 注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成 2 9 年死亡災害事例（建設業以外）

平成 29 年 5 月 末 現 在
群 馬 労 働 局

番 号	発 生 月 発 生 時 間 帯 労 働 者 数	年 齢 性 別 職 種	災 害 の あ ら ま し	業 種	事故の型別	起因物別
1	1 月 1 1 時 頃 4 人	60 歳 代 男 作業員	太陽光発電設備設置のための造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高約 3 0 c m の伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	その他の 林業	崩壊・倒壊	立木等
2	1 月 1 5 時 頃 4 人	50 歳 代 男 運転手	軽四貨物トラックを運転していた被災者が、対向車線のセンターラインオーバーの大型トラックと正面衝突した。	一般貨物 運送業	交通事故 (道路)	トラック
3	2 月 9 時 頃 2 8 人	40 歳 代 男 修理工	自動販売機の修理のため、社用車のバンを運転し首都高速を走行中、前のトラックに視界を遮られ右側に車線変更したところ、すぐ右横にトラックが故障で停止しており、そのまま激突した。	機械 修理業	交通事故 (道路)	トラック
4	2 月 8 時 頃 2 8 人	60 歳 代 男 作業者	午前 7 時頃からゴルフ場内の落葉の処理のため、トラクターを使用して作業を行っていたが、トラクターがコース法面の置かれ、行方が分からなくなり、周辺を捜していたところ、翌日池の中から遺体で発見された。	ゴルフ場	おぼれ	水
5	4 月 1 7 時 頃 6 0 人	20 歳 代 男 作業者	工場内において、派遣労働者と 2 人でプレス（4 0 0 t、クランクプレス）加工作業中、被災者が金型内に頭を入れている時、派遣労働者がプレスを起動させ、被災者が頭をプレス機にはさまれ、死亡した。	自動車・ 同付属品 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	プレス機械



STOP! 転倒災害

プロジェクト

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 **STOP! 転倒** **検索**

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 **転倒災害は最も多い労働災害!**

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 **特に高齢者で多く発生!**

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 **休業1か月以上が約6割!**

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り <主な原因> - 床が滑りやすい素材である。 - 床に水や油が飛散している。 - ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	つまずき <主な原因> - 床の凹凸や段差がある。 - 床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し <主な原因> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	---	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」

STOP! 転倒

検索

転倒 無し運動

テン ト ウ ム シ



あっ!!

ひっくり **カエル**!!



6 月期転倒災害防止強調期間

6 月は、1 月～3 月に次いで転倒災害が多発する時期です!!

日頃から意識して転倒災害を防止しましょう!

～転倒災害防止の5ヵ条～

- 1 濡れた床面に気を付けて!
- 2 路面や床面に合った靴を履く!
- 3 ポケットに手を入れて歩かない!
- 4 時間に余裕を持った行動をとる!
- 5 日頃から足腰を鍛えよう!



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

平成29年5月～9月

— 職場における熱中症死亡ゼロを目指して —

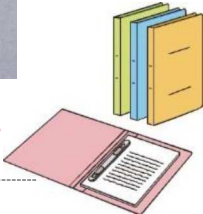
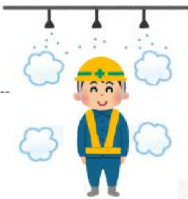
職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：平成29年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、☐にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

- ☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備
JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
- ☐ 作業計画の策定等
暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
- ☐ 設備対策の検討
簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。
- ☐ 休憩場所の確保の検討
作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
- ☐ 服装等の検討
通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。
- ☐ 教育研修の実施
熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
- ☐ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立
熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。

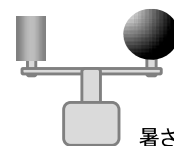
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- ☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置
- ☐ 休憩場所の整備

- ☐ 涼しい服装等
- ☐ 作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。

- ☐ 熱への順化

暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。

- ☐ 水分・塩分の摂取

のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。

- ☐ 健康診断結果に基づく措置

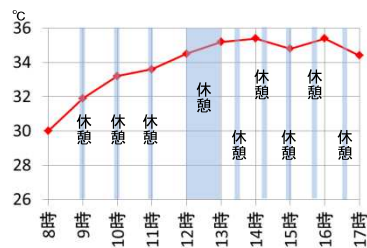
①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。

- ☐ 日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。

- ☐ 労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。



STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ 異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも**異常を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 異常を認めたときは、ためらうことなく救急車を呼びましょう。

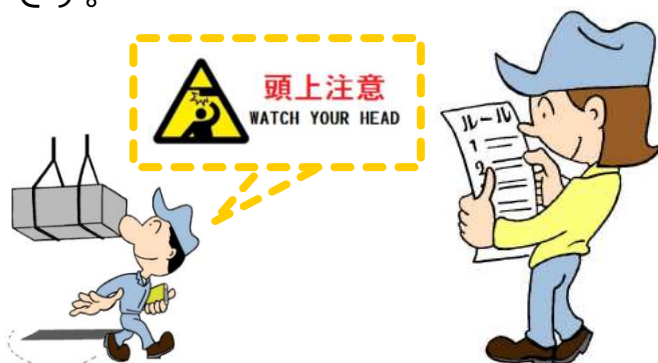


技能実習生の労働災害を防止しましょう

～ 6月 は外国人労働者問題啓発月間です ～

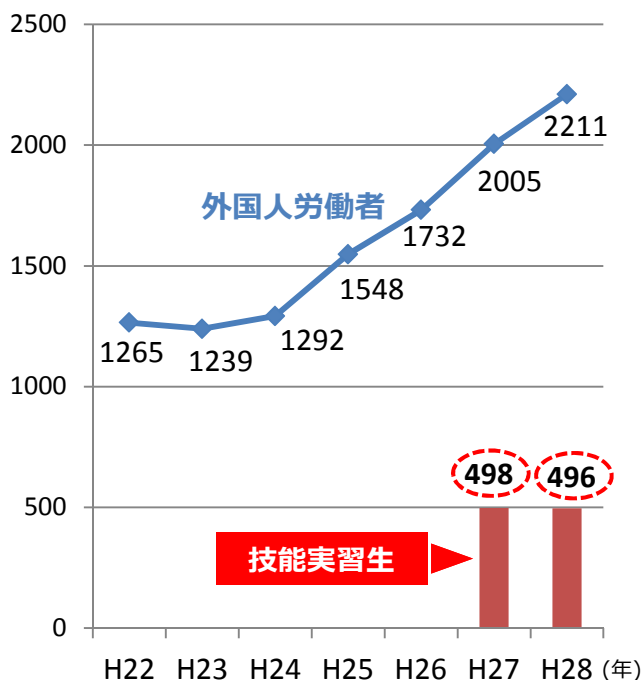
近年、外国人労働者の労働災害は増加傾向にあり、**技能実習生の労働災害は、年間約500件にも上ります。**また、死亡し又は後遺障害の残る重篤な災害も発生しています。

技能実習生が労働災害に被災しないため、また、労働災害の加害者とならないためにも、**作業手順や安全のためのルールを理解してもらうことが必要**です。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省 労働者死傷病報告

最近の主な死亡災害事例（概要と事故の種類）

1	技能実習生Aが、解体用機械のアタッチメントの上で溶接作業をしていたところ、解体用機械のブームが上昇し、梁との間に挟まれた。（H28年11月）	はさまれ、巻き込まれ
2	技能実習生Bが、鋼材をクレーンでつり上げたところ、鋼材がバランスを崩して倒れ、Bに当たった。（H29年4月）	激突され
3	技能実習生Cが、労働者Dと2人でプレス加工作業をしていたところ、Cが金型内に頭を入れていた時にDがプレスを起動させ、Cが挟まれた。（H29年4月）	はさまれ、巻き込まれ

※ 労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください



あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)		☒
1	安全衛生の担当者を選任していますか。 (安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など)	☐
2	機械・設備にカバーや安全装置は付いていますか。	☐
3	機械・設備が安全に使用できるように点検・修理等を実施していますか。	☐
4	作業場は整理整頓されていますか。	☐
5	安全に作業できるように、保護具を使用させていますか。 (安全靴、安全帯、手袋、ヘルメット、防毒マスク等)	☐
6	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	☐
7	作業手順を理解させていますか。 → どのように？ ☐ 日本語で ☐ 母国語で ☐ やってみせる	☐
8	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	☐
9	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	☐
10	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	☐

(点検実施日 月 日)



第90回 全国安全週間

期 間：平成 29 年 7 月 1 日（土）～ 7 日（金）

【準備期間：平成 29 年 6 月 1 日（木）～ 30 日（金）】

（スローガン）

そしき すす あんぜんかんり と く あんぜんかつどう
組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

みらい あんぜんぶんか
未来へつなげよう安全文化

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で過去最少となりました。

しかしながら、休業4日以上之死傷災害は前年より1.4%増加しました。また、平成29年の死亡災害についても平成29年4月末の速報値では、前年の同時期を上回っている状況です。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、死傷災害が増加している第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」のスローガンのもと、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者一人一人の安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成29年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成29年度全国安全週間実施要綱について（抜粋） 事業者の実施事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

（１）小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ・職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- ・安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

（２）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- ・積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・トラックの逸走防止措置の実施
- ・トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

（３）製造業における労働災害防止対策

- ・機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

（４）建設業における労働災害防止対策

<一般的事項>

- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- ・職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

<東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策>

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

（５）林業の労働災害防止対策

- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署